

門真市環境基本計画庁内ワーキンググループ設置要領

(設置)

第1条 門真市環境基本計画庁内検討委員会設置要綱（平成25年10月1日施行）第7条の規定に基づき門真市環境基本計画（以下、「計画」という。）策定に向けた基礎的事項の協議及び調査を行うため、門真市環境基本計画庁内ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 ワーキンググループは、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画策定に向けた基礎的事項について協議及び調査を行うこと。
- (2) 門真市環境基本計画市民ワークショップとの情報交換を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画策定に関して必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 ワーキンググループは、次の表に掲げる課の職員のうち、所属長が推薦する課長補佐級職員で構成する。

| |
|---|
| 企画課、公民協働課、総務管財課、法務監察課、危機管理課、産業振興課、環境政策課、環境対策課、クリーンセンター業務課、クリーンセンター施設課、まちづくり推進課、土木課、営繕住宅課、建築指導課、公共下水道課、教育総務課、学校教育課、生涯学習課 |
|---|

(リーダー及びサブリーダー)

第4条 ワーキンググループにリーダー及びサブリーダーを置く。

- 2 リーダー及びサブリーダーは、ワーキンググループ構成員の互選により選出する。
- 3 リーダーは、ワーキンググループの会務を総理し、ワーキンググループを代表する。
- 4 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(関係者の出席)

第5条 リーダーは、必要があると認めたときは、学識経験者その他の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 ワーキンググループの庶務は、市民生活部環境政策課において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、ワーキンググループの運営について必要な事項は、リーダーが別に定める。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。